

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

平成30年6月分

番号	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
1	平成30年6月27日	南仙台第一交通 株式会社 (法人番号8370001002257) 代表者 北浦 歳彦	宮城県 仙台市 太白区 西中田一丁目 3番地1号	本社営業所	宮城県 仙台市 太白区 西中田一丁目 216番地1号	文書警告	道路運送法 第27条 第3項	平成30年6月27日、 公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、 1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
2	平成30年6月27日	落合タクシー 有限会社 (法人番号3370002019206) 代表者 佐藤 幸悦	宮城県 仙台市 青葉区 栗生六丁目 8番地の6	本社営業所	宮城県 仙台市 青葉区 栗生六丁目 8番地の6	文書警告	道路運送法 第27条 第3項	平成30年6月27日、 公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、 1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
3	平成30年6月28日	有限会社 平館タクシー (法人番号940002007523) 代表者 高橋 光男	岩手県 八幡平市 平館10地割 42番地4号	本社営業所	岩手県 八幡平市 平館10地割 42番地4号	輸送施設の 使用停止 (10日車) 及び 文書警告	道路運送法 第27条 第3項	平成29年10月18日、 死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、 3件の違反が認められた。 (1)乗務時間等の基準の遵守違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、 (2)疾病・疲労等のおそれのある乗務 (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、 (3)運転者に対する指導監督違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
4	平成30年6月28日	最上観光タクシー 株式会社 (法人番号2390001008670) 代表者 八鍬 敏	山形県 新庄市 大字鳥越 字向平 1406番地1	本社営業所	山形県 新庄市 大字鳥越 字向平 1406番地1	輸送施設の 使用停止 (20日車) 及び 文書警告	道路運送法 第27条 第3項	平成29年11月28日、 監査方針を端緒として監査を実施した結果、 3件の違反が認められた。 (1)乗務員台帳の作成義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、 (2)高齢運転者に対する指導違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、 (3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
5	平成30年6月28日	有限会社 内郷タクシー (法人番号4380002022496) 代表者 渡邊 邦雄	福島県 いわき市 内郷綴町 川原田 35番地1	本社営業所	福島県 いわき市 内郷綴町 川原田 109、107	輸送施設の 使用停止 (10日車) 及び 文書警告	道路運送法 第27条 第3項	平成29年10月11日及び12日、 監査方針を端緒として監査を実施した結果、 2件の違反が認められた。 (1)点呼の記録義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、 (2)運転者に対する指導監督違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)